

非公開会社における株主からの譲渡承認請求への初動対応

虎門中央法律事務所
(商工研相談業務委嘱先)
弁護士
高橋泰史

Q

当社では、経営には関与しない株主が一部の株式を保有しており、これまで、当社に対して株式の買取りを求めてきたものの、条件についての折り合いがつかない状況が続いていました。そうしたところ、今般、当該株主から、当社とは全く関係のない第三者に対する株式譲渡を承認することを求める通知を受けました。このような株式譲渡は、当社の経営の混乱を招くおそれがあり、何としても避けたいと考えているのですが、どのような対応をとるべきでしょうか。

A

1. 株式譲渡の自由と譲渡制限
株主は保有株式を自由に譲渡できるのが原則です(会社法(以下、本法)127条)。

一方で、会社は定款により、譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨を定めるこ

とができ(本法107条1項1号)、この定めがなされた株式を「譲渡制限株式」といいます。非上場の企業においては、人的な繋がりのある者に株主を限定し、それ以外の者が株主として参入することを防止するため、定款に譲渡制限の定めがなされるのが通常です。

2. 株主の譲渡承認請求

一方で、株主が株式を譲渡し換価する機会を全面的に奪うことはできないため、本法は、会社が株主による譲渡承認請求を認めない場合、株主の請求があれば、会社または会社の指定する第三者が代わって、株式を買い受けなければならぬとするルールを定めています。すなわち、譲渡制限株式を譲渡しようとする株主は、会社に対し、譲渡を承認するか否かを決定するよう請求することができ(本法136条)、これとあわせて、

会社が譲渡を認めないときは、会社または会社の指定する者(指定買取人)が、株式を買い取る旨を請求することができ(本法138条1号ハ)。この点、譲渡承認請求がなされるのは、株主が株式の換価を企図している場面ですので、後者の請求が株式譲渡承認請求と同時になされることが多いでしょう。

3. 譲渡不承認の決定等

(1) 不承認の決定と通知

株式会社は、株主から譲渡承認請求を受けた場合、取締役会設置会社では取締役会、それ以外の会社では株主総会の決議により(ただし、定款により別段の定めをすることが可能であり、例えば、取締役会設置会社における決定機関を株主総会と定めることがあり得ます)、譲渡を承認するか否かを決定した上で、譲渡承認請求をした株主に対し、当該決定の内容を通知する必要

があり(本法139条1項、同条2項)、株主が譲渡承認請求をした日から2週間(これを下回る期間を定款により定めた場合は当該期間)以内に、会社がこの通知をしなかった場合には、株式譲渡を承認したものとみなされます(本法145条1項1号)。

(2) 買取通知と供託

株主から、会社または指定買取人による株式の買取りを請求されている場合に、株式譲渡を不承認としたときは、①会社が買い取る旨等を株主総会において決議した上で株主に通知するか(本法第140条1項、同条2項、本法第141条1項)、②会社以外の買取人を株主総会(取締役会設置会社においては取締役会)の決議により指定し、指定買取人から株主に対し、会社から指定を受けた旨等の通知がなされる必要があります(本法140条4項、142条1項)。

加えて、会社または指定買取人が当該通知をしようとするときは、会社の1株当たりの純資産額に買い取る株式の数を乗じた金額を、会社の本店所在地の供託所に供託し、かつ供託を証する書面を、請求株主に交付しなければなりません（本法141条2項、142条2項）。この点、本法は、会社または指定買取人が、買取りの通知を「しようとするときは（供託をし、かつ供託を証する書面を交付しなければならぬ）」と定めていることからすると、遅くとも、株主に對し、買取通知が到達するのと同時に、供託を証する書面が交付されないかぎり、買取通知の効力は認められないと解されることに留意が必要です。

そして、会社が株式を買い取る場合においては、株主に対する譲渡を承認しない旨の通知をした日から40日以内に会社が前記①の通知をしないとき、指定買取人が買い取る場合においては、株主に対する譲渡を承認しない旨の通知をした日から10日以内に指定買取人が前記②の通知をしないときは、いずれも、

会社が株式譲渡を承認したとみなされず（本法145条2号）。

(3)法定期間の遵守とみなし承認
以上のとおり、本法の定めるルールによれば、会社が株式譲渡を不承認とする場合には、その旨の決議と通知、会社が買い取る旨、または買取人を指定する旨の決議、会社または指定買取人による買取通知等の事項を法定期間内に完了する必要がある、これらの手続が全て所定の期間内に履^{おこな}踐されなければ、株式譲渡が有効と扱われることとなります。

例えば、取締役会設置会社において買取人が指定されるケースでは、株主から譲渡承認請求を受けた日から2週間以内に、取締役会により株式譲渡を不承認とすることを決議した上でその旨を株主に通知し、当該通知の日から10日以内に、指定買取人において、供託を証する書面を交付した上で株主に対する買取通知を行うことが必要です。

4. 価格決定手続

有効な買取通知がなされた場合には、会社または指定買取人

と株主の間に株式の売買契約が成立し、その売買代金は、売買当事者間の協議によって決定されます（本法144条1項、同条7項）。

一方で、会社（指定買取人）と株主は、買取通知の日から20日以内に、裁判所に対して売買価格の決定を申し立てることができます（本法144条2項）。

また、当該期間内に、協議により売買代金の決定がなされず、かつ売買価格決定の申立てもなされない場合には、1株当たりの純資産額に対象株式数を乗じた金額が売買価格とされます（本法144条5項）。

もつとも、短期間の協議により売買代金の合意に至ることは困難であり、株主としては純資産額に基づく価格の買取りを不服と考えることが一般であるため、会社が譲渡承認請求を否決した場合には、株主から裁判所に対する価格決定の申立てがなされるのが通常の展開といえるでしょう。なお、紙面の都合上、価格決定申立事件にかかる手続の解説については、別の機会に譲ります。

5. おわりに

株主総会ないし取締役会の開催、会社の純資産額の算出や供託といった軽微ではない手続が必要であることからすれば、前述の期間制限（前記(3)）は極めてタイトなスケジュールです。

そして、当該期間を遵守できない場合や、決議や供託の手続に不備があった場合には、会社にとって不都合な株式譲渡を承認したのと同様の効果を生じることになってしまいうため、会社としては、譲渡承認請求への対応を迅速かつ確実に進めることが必須となります。

さらに、買取りの手続が適法に実行されたことを後に立証できるよう、内容証明郵便によって通知を行うことや、純資産額算出の基礎となった資料を保存しておくことも必要です。

以上を踏まえ、平時における準備として、自社の機関設計や指定買取人となり得る関係者の存否などを確認し、これに応じ、株式譲渡承認請求に関する自社の方針と実務上の対応事項を予めよく整理しておくことが有益でしょう。

